

鴨谷体育館

営業時間・休館日	
営業時間	9:00～21:00 共用部分であるロビー、通路、トイレなどの利用を除く（利用可能時間は8:45～21:30）
休館日	毎月第2月曜日（祝日の場合は第3月曜日）、年末年始（12月29日～1月4日）
臨時休館日	暴風警報が発令された場合、臨時休館となります。詳しくは体育館までお問い合わせください。

体育館専用（団体）利用料

1. 通常料金

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1
			9:00 ～12:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:30 ～21:00	9:00 ～15:00
第一体育室	全面	平日	6,000円	4,800円	4,800円	10,800円	10,800円
		休日等	7,200円	5,760円	5,760円	12,960円	12,960円
	1/2面	平日	3,000円	2,400円	2,400円	5,400円	5,400円
		休日等	3,600円	2,880円	2,880円	6,480円	6,480円
第二体育室	全面	平日	3,000円	2,400円	2,400円	5,400円	5,400円
		休日等	3,600円	2,880円	2,880円	6,480円	6,480円
	1/2面	平日	1,500円	1,200円	1,200円	2,700円	2,700円
		休日等	1,800円	1,440円	1,440円	3,240円	3,240円
第三体育室	全面	平日	2,400円	2,000円	2,000円	5,600円	4,400円
		休日等	2,880円	2,400円	2,400円	6,720円	5,280円
第四体育室	全面	平日	1,200円	1,000円	1,000円	2,800円	2,200円
		休日等	1,440円	1,200円	1,200円	3,360円	2,640円
研修室	全面	平日	1,000円	800円	800円	2,200円	1,800円
		休日等	1,200円	960円	960円	2,640円	2,160円

種別	区分		昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日
			9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00
第一体育室	全面	平日	15,600円	9,600円	20,400円	15,600円	26,400円
		休日等	18,720円	11,520円	24,480円	18,720円	31,680円
	1/2面	平日	7,800円	4,800円	10,200円	7,800円	13,200円
		休日等	9,360円	5,760円	12,240円	9,360円	15,840円
第二体育室	全面	平日	7,800円	4,800円	10,200円	7,800円	13,200円
		休日等	9,360円	5,760円	12,240円	9,360円	15,840円
	1/2面	平日	3,900円	2,400円	5,100円	3,900円	6,600円
		休日等	4,680円	2,880円	6,120円	4,680円	7,920円
第三体育室	全面	平日	6,400円	4,000円	9,600円	7,600円	12,000円
		休日等	7,680円	4,800円	11,520円	9,120円	14,400円
第四体育室	全面	平日	3,200円	2,000円	4,800円	3,800円	6,000円
		休日等	3,840円	2,400円	5,760円	4,560円	7,200円
研修室	全面	平日	2,600円	1,600円	3,800円	3,000円	4,800円
		休日等	3,120円	1,920円	4,560円	3,600円	5,760円

2. 冷暖房実施期間料金（6月1日～9月20日および12月1日～3月20日）

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1
			9:00 ～12:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:30 ～21:00	9:00 ～15:00
第一体育室	全面	平日	8,400円	6,720円	6,720円	15,120円	15,120円
		休日等	9,600円	7,680円	7,680円	17,280円	17,280円
	1/2面	平日	4,200円	3,360円	3,360円	7,560円	7,560円
		休日等	4,800円	3,840円	3,840円	8,640円	8,640円
第二体育室	全面	平日	4,200円	3,360円	3,360円	7,560円	7,560円
		休日等	4,800円	3,840円	3,840円	8,640円	8,640円
	1/2面	平日	2,100円	1,680円	1,680円	3,780円	3,780円
		休日等	2,400円	1,920円	1,920円	4,320円	4,320円
第三体育室	全面	平日	3,360円	2,800円	2,800円	7,840円	6,160円
		休日等	3,840円	3,200円	3,200円	8,960円	7,040円
第四体育室	全面	平日	1,680円	1,400円	1,400円	3,920円	3,080円
		休日等	1,920円	1,600円	1,600円	4,480円	3,520円
研修室	全面	平日	1,400円	1,120円	1,120円	3,080円	2,520円
		休日等	1,600円	1,280円	1,280円	3,520円	2,880円

種別	区分		昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日
			9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00
第一体育室	全面	平日	21,840円	13,440円	28,560円	21,840円	36,960円
		休日等	24,960円	15,360円	32,640円	24,960円	42,240円
	1/2面	平日	10,920円	6,720円	14,280円	10,920円	18,480円
		休日等	12,480円	7,680円	16,320円	12,480円	21,120円
第二体育室	全面	平日	10,920円	6,720円	14,280円	10,920円	18,480円
		休日等	12,480円	7,680円	16,320円	12,480円	21,120円
	1/2面	平日	5,460円	3,360円	7,140円	5,460円	9,240円
		休日等	6,240円	3,840円	8,160円	6,240円	10,560円
第三体育室	全面	平日	8,960円	5,600円	13,440円	10,640円	16,800円
		休日等	10,240円	6,400円	15,360円	12,160円	19,200円
第四体育室	全面	平日	4,480円	2,800円	6,720円	5,320円	8,400円
		休日等	5,120円	3,200円	7,680円	6,080円	9,600円
研修室	全面	平日	3,640円	2,240円	5,320円	4,200円	6,720円
		休日等	4,160円	2,560円	6,080円	4,800円	7,680円

- (1) 生徒等は料金表に記載の金額の半額とする
- (2) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日等をいう。
- (3) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (4) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (5) 「生徒等」とは、使用者が、専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童及び生徒並びにこれらに準ずる者（学校教育活動において使用する場合に限る。）である場合並びに学校教育法に規定する学齢において18歳以下の場合をいう。（以下同じ）
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 使用許可時間を経過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては前号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

体育館共用（個人）利用料	
トレーニング共用利用	1人1回 一般200円 / 生徒等100円
その他共用利用	1人1種1回 一般200円 / 生徒等100円 / 高齢者・障害者100円

(1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。

(2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

(3) 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。また、障害者の介助者1名についてもこの料金を適用する。

付属設備利用料							
種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500円	卓球用フェンス	1枚	1回	30円
ワイヤレスマイク	1本	1回	300円	ウレタンマット	1枚	1回	500円
音響	1台	1回	500円	フロアシート	1枚	1回	50円
放送室設備費	1式	1日	2,000円	長机	1脚	1回	50円
ストップウォッチ	1個	1回	100円	補助椅子	1脚	1回	20円
トランポリン	1組	1回	1,000円	マット（長）	1枚	1回	100円
レクリエーション器具	1式	1回	2,000円	マット（短）	1枚	1回	50円
審判台	1台	1回	100円	電光得点表示板	1台	1回	500円
得点板	1台	1回	100円	スポーツタイマー	1台	1回	500円
移動ステージ	1台	1回	1,000円	卓球得点板	1台	1回	50円
演台	1台	1回	500円	コインロッカー	1個所		50円

(1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。

(2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用についても同様とする。

【無料貸出し】ニュースポーツ

シャッフルボード用具一式

カローリング用具一式

ターゲットバードゴルフ用具一式

グラウンドゴルフ用具一式

バウンドテニス用具一式